

平成21年(2009年)4月2日以降にご加入の「3大疾病治療給付金付がん特約」以下の支払事由に該当した場合に、給付金をお支払いします。

## がん治療 給付金

次の条件をいずれも満たしたとき1回目の「がん治療給付金」をお支払いします。

- ・責任開始期以前に、悪性新生物(がん)と診断確定されていないこと
- ・悪性新生物(がん)の治療を直接の目的とする入院を開始すること

**1回目**

がん入院給付金日額の200倍

**2回目以降**

がん入院給付金日額の100倍

前回の治療給付金が支払われた入院の入院開始日から2年経過していることが条件です。

⚠【ご注意】責任開始期から90日以内に診断確定された乳房の悪性新生物(がん)は、がん治療給付金の対象とはなりません。

## 急性心筋 梗塞治療 給付金

急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以外の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき

**支払額**

がん入院給付金日額の200倍(支払は1回)

## 脳卒中 治療 給付金

脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

**支払額**

がん入院給付金日額の200倍(支払は1回)

### Q 急性心筋梗塞とは何ですか?

A

冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病をいいます。

- 典型的な胸部痛の病歴
- 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化
- 心筋細胞逸脱酵素の一時的な上昇

### Q 脳卒中とは何ですか?

A

脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により、脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病をいいます。

平成28年(2016年)以降にご加入の「がん特約(16)」に3大疾病治療給付特則を付加した場合以下の支払事由に該当した場合に、給付金をお支払いします。

### がん治療 給付金

次の条件をいずれも満たしたとき「がん治療給付金」をお支払いします。

- ・責任開始期以前に、悪性新生物(がん)と診断確定されていないこと
- ・悪性新生物(がん)の治療を直接の目的とする入院を開始すること

**支払額** 特則給付金額

⚠【ご注意】責任開始期から90日以内に診断確定された乳房の悪性新生物(がん)は、がん治療給付金の対象とはなりません。

### 急性心筋 梗塞治療 給付金

責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞の治療を直接の目的として20日以上継続して入院したときまたは手術を受けたとき

**支払額** 特則給付金額

### 脳 卒 中 治 療 給 付 金

責任開始期以後に発病した脳卒中の治療を直接の目的として20日以上継続して入院したときまたは手術を受けたとき

**支払額** 特則給付金額

**Q** 同じ支払事由に該当した場合は再度支払われるのですか？

**A** がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金、脳卒中治療給付金をお支払いした後、その支払事由該当日から2年以内に再度同じ給付金の支払事由に該当した場合には、その給付金はお支払いできません。  
異なる種類の給付金(がん治療給付金と脳卒中治療給付金など)の支払事由該当日の間隔については、制限はありません。

**Q** 治療給付金の支払は何回ですか？

**A** 治療給付金の支払いは、がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金、および脳卒中治療給付金を通算して10回が限度です。

生活習慣病特約に退院後療養給付特則を付加した場合、生活習慣病入院給付金が支払われる15日以上継続した入院の退院後に通院したときに、生活習慣病退院後療養給付金をお支払いします。

## 生活習慣病 退院後療養 給付金

生活習慣病入院給付金の支払事由に該当した入院の退院日の翌日から、その退院日翌日が属する月を含めて1年を経過する月の末日まで給付金をお支払い

支払額 : 通院した日を含む月ごとに特則給付金額(2万円)

通算支払限度 : 120ヵ月分

## 支払例

【例】生活習慣病により15日以上継続して入院、1月6日に退院した場合



- 退院日の翌日1月7日以後、その日を含む月の初日から起算して12ヵ月を経過する12月31日までの期間中の通院が対象となります。
  - 対象期間中の1月・2月・3月・5月・7月・8月・11月・12月に通院したため、8ヵ月分の生活習慣病退院後療養給付金をお支払いします。
- ※2024年1月については、対象期間経過後の通院のため給付金はお支払いしません。

### Q 生活習慣病とは何ですか？

A 悪性新生物(がん)、糖尿病、心疾患(狭心症、心筋梗塞、心不全など)、高血圧性疾患、脳血管疾患(くも膜下出血、脳梗塞、脳出血など)、腎疾患(腎不全、腎炎など)、肝疾患(肝炎、肝硬変など)、膵疾患(膵炎など)のことをいいます。

### Q 同一の月に複数回通院した場合はどうなりますか？

A 同一の月に複数回通院した場合でも、生活習慣病退院後療養給付金は1ヵ月分の支払いとなります。



治療処置をとまなわない薬剤や治療材料の購入・受取りのみの通院、および妊婦健診のみの通院は支払対象になりません。

【ご注意】

女性疾病特約に女性総合給付特則を付加した場合は以下の給付金をお支払いします。

### 特定女性疾病 入院一時 給付金

所定の特定女性疾病により1日以上入院したとき給付金をお支払い  
1回の入院につき：5万円  
通算支払限度：10回

### 出産 給付金

責任開始日から2年経過後に出産したとき給付金をお支払い  
出産した子1人につき：3万円

### 満了時 給付金

保険期間満了時に生存しているとき給付金をお支払い  
支払額：満了時給付金額  
(出産給付金を支払っている場合は3万円を差し引きます。)

#### 【女性疾病特約(16)の特定女性疾病の種類】

※特定女性疾病とは、女性疾病特約の入院給付金などの支払対象となる女性疾病のうち、特定の疾病をいいます。  
女性疾病特約の支払対象となる女性疾病は20ページをご参照ください。

特定女性疾病の種類	病名の例
悪性新生物	乳がん、子宮がん、卵巣がんなど ※乳房、女性生殖器の悪性新生物が対象となります。
新生物	乳房、子宮、卵巣の良性新生物、子宮平滑筋腫など
その他の内分泌腺の疾患	卵巣機能障害、治療後卵巣機能不全症
生殖系の疾患	乳腺腫、卵巣炎、子宮内膜症など

#### 特定女性疾病入院一時給付金の場合



##### お支払いできる場合

「乳がん」で7日間入院したとき  
特定女性疾病のため、特定女性疾病入院一時給付金をお支払いします。



##### お支払いできない場合

「甲状腺炎」で7日間入院したとき  
特定女性疾病ではないため、特定女性疾病入院一時給付金はお支払いできません。

- 同一の特定女性疾病により特定女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらを「1回の入院」とみなします。
- 特定女性疾病一時入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。

「1回の入院」については6ページをご参照ください。

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、先進医療による療養を受けたとき、給付金をお支払いします。



先進医療とは何ですか？



厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養をいい、厚生労働大臣が定める施設基準に該当する医療機関で行われるものに限り、先進医療に該当するかどうかは、必ず治療を受ける前に主治医にご確認ください。



先進医療給付金直接支払サービスとは何ですか？



先進医療の中でも「重粒子線（炭素イオン線）治療」「陽子線治療」にかぎり、先進医療給付金を当社から医療機関に直接お支払いするサービスのことで、

▲【ご注意】契約内容や対象医療機関について利用条件があります。治療にあたり余裕をもってお問合わせください。

責任開始期以後に所定の移植術または骨髄提供のための骨髄採取手術を受けたとき、給付金をお支払いします。

給付の対象		給付割合	備考
移植術	心臓移植術	100%	
	肺移植術	100%	
	肝臓移植術	100%	
	膵臓移植術	100%	
	小腸移植術	100%	
	腎臓移植術	30% (2回目以降は10%)	通算3回まで
	骨髄移植術	30% (2回目以降は10%)	通算3回まで
	骨髄幹細胞採取手術 末梢血幹細胞採取手術	3%	通算2回まで

※移植医療給付金のお支払いは、給付割合を通算して100%をもって限度とします。

※骨髄幹細胞、末梢血幹細胞の採取手術に対する給付金のお支払いは、この特約の責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以降に行われたものであることとします。



骨髄ドナーとなり、入院しました。入院や手術に関する給付金は支払対象となりますか？



ドナーご本人の疾病やケガの治療を目的とした入院・手術ではないため、入院や手術に関する給付金はお支払いできません。

責任開始期以後に生じた不慮の事故により以下の事由が発生し、180日以内に治療を受けたときに給付金をお支払いします。

- ①骨折……………「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折の場合や、骨折部位が軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板など）の場合を除きます。
- ②関節脱臼……………「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- ③腱の断裂……………「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。なお、靭帯の断裂・損傷、肉離れは、腱とは異なるため該当しません。

「接骨院」・「整骨院」などの柔道整復師法に定める施術所での治療は「四肢における骨折または関節脱臼」に関する施術にかぎり、お支払いします。



#### お支払いできる場合

自転車で走行中に転倒、左手を骨折し、医療機関にて治療を受けた。  
不慮の事故を原因とした特定損傷のため、特定損傷給付金をお支払いします。



#### お支払いできない場合

骨粗しょう症の治療中であり、立ち上がろうとして左手に体重をかけた際に骨折し、医療機関にて治療を受けた。

不慮の事故を原因とした骨折ではないため、特定損傷給付金はお支払いできません。

以前肩を脱臼し、その後スポーツなどで脱臼を繰り返すようになり、また同じ部位を脱臼したので医療機関にて治療を受けた。

反復性脱臼のため、特定損傷給付金はお支払いできません。